

大 井 町

第 6 期障がい福祉計画

第 2 期障がい児福祉計画

令和 3 年 3 月

大 井 町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2
第2章 障がい者を取り巻く現状	3
1 人口の動向	3
2 障がい者の現状	3
3 障害福祉サービス等の利用状況	6
第3章 計画の基本理念と基本目標	11
1 計画の基本理念	11
2 基本目標	11
3 計画の体系	13

第4章 障害福祉サービスの見込み (第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画) . 14

- 1 目標の設定 14
- 2 障害福祉サービス・相談支援の提供見込み 19
- 3 地域生活支援事業の提供見込み 25
- 4 障がい児通所支援サービスの提供見込み 31

第5章 計画の推進 33

- 1 計画推進の体制 33
- 2 計画の進行管理 33



計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

昨今、少子高齢化や核家族化がさらに進み、社会構造が複雑化するとともに、災害による甚大な被害の発生など、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化し、地域全体で支えていくことの重要性がますます高まっています。こうした中、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、障がいの定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)を施行しました。平成 28 年 5 月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある人の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成 26 年 1 月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成 28 年 4 月に、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行され、障がい者の権利と尊厳を保護するとともに、社会参加の促進に向けた法整備が進んでいます。

本町では、平成 30 年 3 月に「第 5 期大井町障がい福祉計画」及び「第 1 期大井町障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がいのある人の福祉向上に努めてきました。

このたび現行計画の計画期間の終了にあたり、これら計画の実績を踏まえ、引き続き本町の障がい者施策を計画的に推進していくために、近年の障がい者施策の動向や福祉ニーズの変化等を踏まえつつ、令和 3 年度を初年度とする「第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」は、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」に当たる法定計画で、本町ではこれらを一体の計画として策定します。

これらの計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画です。

また、上位計画である「大井町総合計画」の部門計画として位置付けられ、福祉計画の上位計画である地域福祉計画をはじめ、町における他の関連計画との整合性を保ちながら策定されるものです。

3 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象にするとともに、障がい者の差別解消及び障がい者への理解を促進するため、広く町民を対象とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間とします。



障がい者を取り巻く現状

1 人口の動向

総人口は緩やかな減少傾向にありましたが、平成29年を底に、若干の増加がみられるようになっていきます。令和2年10月1日現在で17,150人です。

単位：人

項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口（人）	17,210	17,103	17,045	17,119	17,182	17,150

資料：庁内資料（各年10月1日現在）

2 障がい者の現状

（1）身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和2年で重度障がいと言われる1級・2級が238人で、全体の50.4%を占めています。また、所持者の多くは65歳以上の高齢者であり、全体の73.1%を占めています。

身体障がい者の状況

単位：人

項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障害者手帳 所持者数	499	489	472	472	470	472
1級	171	169	169	165	168	170
2級	86	84	80	69	66	68
3級	80	70	72	78	75	72
4級	114	117	107	116	114	117
5級	22	22	22	22	24	24
6級	26	27	22	22	23	21

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

年齢別身体障害者手帳所持者数

単位：人

項目	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
手帳所持者数	7	120	345	472

資料：庁内資料（令和2年4月1日現在）

（2）知的障がい者の状況

療育手帳所持者数は、増加傾向にあり、平成27年と比較すると21人増となっており、最も多いのは軽度であるB2、次いで中度のB1です。また、18～64歳の手帳所持者が、全体の64.3%を占めています。

知的障がい者の状況

単位：人

程度区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
療育手帳 所持者数	105	115	121	122	121	126
最重度（A1）	22	22	22	23	23	23
重度（A2）	22	26	27	25	25	27
中度（B1）	28	30	31	36	37	37
軽度（B2）	33	37	41	38	36	39

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

年齢別療育手帳所持者数

単位：人

項目	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
手帳所持者数	35	81	10	126

資料：庁内資料（令和2年4月1日現在）

(3) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、平成27年から60人増加して、令和2年には120人となっています。等級別に見ると、2級が最も多く、全体の60.8%を占めています。年齢別に見ると、18～64歳が全体の88.3%を占めています。

また、自立支援（精神通院）医療受給者証所持者数は、平成27年度にいちど減少に転じましたが、その後は令和元年度にかけて増加傾向にあります。

精神障がい者の状況

単位：人

項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
精神障害者保健福祉手帳所持者数	80	85	87	100	111	120
1級	12	10	8	11	14	12
2級	47	53	58	66	68	73
3級	21	22	21	23	29	35

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

項目	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
手帳所持者数	1	106	13	120

資料：庁内資料（令和2年4月1日現在）

自立支援（精神通院）医療受給者証所持者数

単位：人

項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
受給者証所持者数	201	188	191	207	215	228

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

3 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害福祉サービス・相談支援

第5期障がい福祉計画の見込みとサービス実績を比較すると、訪問系サービスでは、利用人数は見込みどおりに推移しています。

また、日中活動系サービス（介護給付）では、「生活介護」の利用はほぼ見込みどおりとなっており、日中活動系サービス（訓練等給付）では、自立訓練がいずれの年度も見込みを下回る一方、「就労移行支援」や「就労定着支援」は実績を伸ばしています。

必要な量の見込み（一月当たり）の状況

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	見込み 11人 210時間	12人 220時間	13人 230時間
		実績 11人 252時間	12人 263時間	13人 220時間
日中活動系サービス （介護給付）	生活介護	見込み 26人 490人日	27人 505人日	28人 520人日
		実績 25人 477人日	26人 503人日	27人 514人日
	療養介護	見込み 2人	2人	2人
		実績 2人	1人	1人
	短期入所	見込み （福祉型） 7人 35人日	8人 40人日	9人 45人日
		見込み （医療型） 2人 10人日	2人 10人日	2人 10人日
		実績 （福祉型） 10人 56人日	12人 60人日	5人 30人日
		実績 （医療型） 0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日

※人日は1か月あたりの延べ利用日数。
※令和2年度の実績は見込み値。

サービス名		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度		
日中活動系サービス (訓練等給付)	自立訓練 (機能訓練)	見込み	2 人 23 人日	2 人 23 人日	2 人 23 人日	
		実績	1 人 7 人日	1 人 7 人日	1 人 4 人日	
	自立訓練 (生活訓練)	見込み	3 人 62 人日	3 人 62 人日	3 人 62 人日	
		実績	1 人 21 人日	1 人 17 人日	0 人 0 人日	
	就労移行支援	見込み	2 人 32 人日	2 人 32 人日	2 人 32 人日	
		実績	2 人 29 人日	2 人 34 人日	4 人 69 人日	
	就労継続支援 (A 型)	見込み	1 人 20 人日	1 人 20 人日	1 人 20 人日	
		実績	1 人 20 人日	2 人 45 人日	3 人 58 人日	
	就労継続支援 (B 型)	見込み	55 人 884 人日	56 人 904 人日	57 人 924 人日	
		実績	47 人 762 人日	48 人 759 人日	53 人 801 人日	
	就労定着支援	見込み	1 人 1 人日	1 人 1 人日	1 人 1 人日	
		実績	1 人 2 人日	1 人 3 人日	2 人 4 人日	
	居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	見込み	9 人	10 人	11 人
			実績	8 人	9 人	9 人
施設入所支援		見込み	12 人	11 人	10 人	
		実績	11 人	10 人	11 人	
自立生活援助		見込み	0 人	0 人	0 人	
		実績	0 人	0 人	0 人	
相談支援	計画相談支援	見込み	17 人	17 人	17 人	
		実績	15 人	13 人	17 人	
	地域移行支援	見込み	1 人	1 人	1 人	
		実績	0 人	0 人	0 人	
	地域定着支援	見込み	1 人	1 人	1 人	
		実績	0 人	0 人	1 人	

※人日は1か月あたりの延べ利用日数。
 ※令和2年度の実績は見込み値。

(2) 障がい児へのサービス

第1期障がい児福祉計画の見込みとサービス実績を比較すると、放課後等デイサービスでは見込みを大きく上回り、児童発達支援では見込みを下回る利用となっています。

必要な量の見込み（一月当たり）の状況

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	見込み	16人 208人日	17人 220人日	18人 235人日
	実績	15人 157人日	15人 127人日	20人 167人日
医療型児童発達支援	見込み	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
	実績	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
居宅訪問型児童発達支援	見込み	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
	実績	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
放課後等デイサービス	見込み	20人 200人日	20人 200人日	20人 200人日
	実績	23人 341人日	26人 333人日	25人 347人日
保育所等訪問支援	見込み	4人 4人日	5人 5人日	6人 6人日
	実績	1人 1人日	1人 1人日	2人 2人日
障害児相談支援	見込み	3人	3人	3人
	実績	3人	2人	5人

※人日は1か月あたりの延べ利用日数。

※令和2年度の実績は見込み値。

(3) 地域生活支援事業

第5期障がい福祉計画の見込みとサービス実績を比較すると、重度障がい者福祉タクシー利用助成事業及び自動車燃料費助成事業で見込みを下回る利用となっています。

また、自動車運転免許取得助成事業では利用を見込んでいましたが、利用実績はありませんでした。

必要な量の見込み（一月当たり）の進捗状況

サービス名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談支援事業	見込み		1箇所	1箇所	1箇所
	実績		1箇所	1箇所	1箇所
成年後見制度利用支援事業	見込み		1人	1人	1人
	実績		0人	1人	0人
意思疎通支援事業	(手話通訳者利用)	見込み	5人	5人	5人
		実績	5人	26人	12人
	(要約筆記者利用)	見込み	1人	1人	1人
		実績	4人	0人	0人
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	見込み	2件	2件	2件
		実績	0件	0件	1件
	自立生活支援用具	見込み	2件	2件	2件
		実績	3件	0件	2件
	在宅療養等支援用具	見込み	3件	3件	3件
		実績	2件	2件	2件
	情報・意思疎通支援用具	見込み	3件	3件	3件
		実績	4件	3件	0件
	排せつ管理支援用具	見込み	62件	64件	66件
		実績	56件	57件	62件
	居宅生活動作補助用具	見込み	1件	1件	1件
		実績	0件	0件	0件

※令和2年度の実績は見込み値。

サービス名		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
手話奉仕員養成研修事業	見込み	0 人	0 人	3 人	
	実績	0 人	0 人	0 人	
移動支援事業	見込み	19 人 114 時間	19 人 114 時間	19 人 114 時間	
	実績	20 人 111 時間	19 人 114 時間	17 人 100 時間	
地域活動支援センター	見込み	1 か所 8 人	1 か所 8 人	1 か所 8 人	
	実績	1 か所 6 人	1 か所 6 人	1 か所 6 人	
日中一時支援事業	見込み	13 人	13 人	13 人	
	実績	19 人	17 人	8 人	
住宅整備改良助成事業	見込み	1 人	1 人	1 人	
	実績	1 人	0 人	0 人	
重度障がい者福祉タクシー 利用助成事業及び自動車 燃料費助成事業	タクシー	見込み	80 人	85 人	90 人
		実績	72 人	80 人	85 人
	自動車	見込み	119 人	128 人	137 人
		実績	108 人	110 人	108 人
自動車運転免許取得助成事業	見込み	1 人	1 人	1 人	
	実績	0 人	0 人	0 人	

※令和 2 年度の実績は見込み値。



第3章

計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

障がい者が、住み慣れた地域や家庭の中で、明るく、充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるようなまちをつくっていくことが重要です。

本計画では、現在策定がすすめられている大井町第6次総合計画の基本理念を踏襲するとともに、前計画からの理念を継承して、障がいのある人もない人も安心して暮らせるまちづくりの実現を図ります。

2 基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の5つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

(1) 福祉コミュニティの推進

地域で共に暮らす障がいのある人とない人との互いの心の隔たりを埋めるため、障がいへの正しい理解を深めるための広報・啓発活動や交流活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障がいのある人を地域で支えあう意識の醸成に努めます。

また、障がいのある人への差別や偏見をなくし、障がいへの配慮が行き届き、障がいの有無にかかわらず、共に安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

(2) 地域生活の支援の充実

障がいの種別にかかわらず、住み慣れた地域や家庭で安心して自立生活を続けられるよう一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援ができる体制を築きます。

また、住まいや住環境の改善や福祉サービス、コミュニケーションサービスなど様々な生活支援策が受けられるよう、量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

(3) 就労や社会参加の支援

障がいのある人が、個性や能力を最大限に発揮し、社会活動へその人らしくいきいきと参加している地域社会づくりを推進します。

社会参加の最たるものとも言える就労については、働く意欲のある人が、自分に合った働き方ができ、生きがいを感じられる機会が広がる環境づくりを推進するとともに、就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進します。

(4) 住みよい生活環境づくり

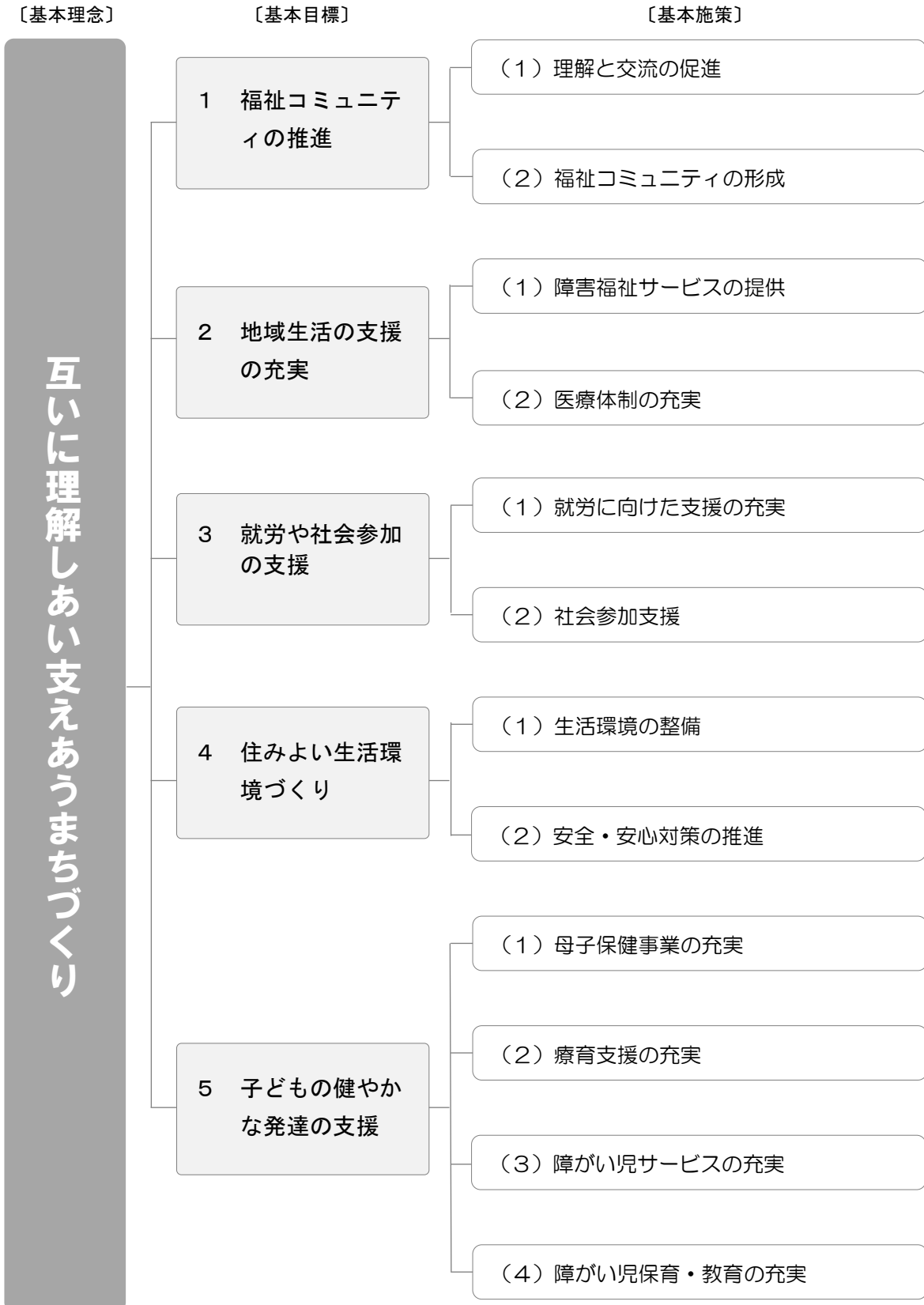
障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが安全に快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき障がい者に配慮したまちづくりを推進します。

(5) 子どもの健やかな発達の支援

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすため、早期の療育支援や子どもの特性に合った指導が適切に行われるよう、障がいの早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。

また、障がいのある子どもを受け入れる保育施設、学校施設等の環境の改善に努めます。

3 計画の体系





第4章

障害福祉サービスの見込み

(第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)

1 目標の設定

障害のある人の自立支援の観点から、入所施設及び病院から地域生活への移行や就労への支援等の対応をする必要があります。国の基本指針に即し、第5期計画の進捗状況を踏まえ、令和5年度を目標年度として、以下に掲げる項目について、それぞれ成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活移行

国の指針では、令和5年度末における地域生活移行の成果目標を設定するに当たり、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行し、施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上の削減を設定するよう求めています。

本町では、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、令和5年度末における地域移行数を設定しました。

項目	数値	設定の考え方
施設入所者数	11人	令和元年度末現在の施設入所者数
施設入所者の削減数	1人	令和5年度末時点における施設入所者数を、令和元年度末時点から削減する人数(削減割合9.1%)
地域生活移行者数	1人	施設入所者数のうち令和5年度末までに地域生活へ移行する人数(削減割合9.1%)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の地域移行に当たっては、ケースごとに関係機関が協議を行っているところですが、その中で抽出された地域課題や圏域の課題については、足柄上地区地域自立支援協議会を活用し、引き続き精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて協議を行っていきます。

項目	目標値	設定の考え方
地域包括ケアシステムの構築	設置	令和5年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置(足柄上地区で対応)

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」、「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」、「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」、「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」、「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の五つの機能が求められる地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとされています。

項目	目標値	設定の考え方
地域生活支援拠点の整備	1か所	令和5年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等の整備数（足柄上地区で面的整備）

成果目標	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上の検証、検討

活動指針	(令和2年度)	3年度	4年度	5年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	0	0	1	1
検証及び検討の年間見込み実施回数	0	2	2	2

計画策定時には未設置となっている地域生活支援拠点等については、令和5年度末までに圏域で整備するとともに、スタートした事項については、PDCAサイクルに基づき検証と検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針では、令和5年度における福祉施設から一般就労への移行は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上にすることとされています。

令和5年度における就労移行支援を通じた移行者数は、令和元年度実績の1.30倍以上にすることとされています。

令和5年度における就労継続支援A型を通じた移行者数は、令和元年度実績の1.26倍以上にすることとされています。

令和5年度における就労継続支援B型を通じた移行者数は、令和元年度実績の1.23倍以上にすることとされています。

また、令和5年度中の一般就労への移行者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用することとされております。

項目	目標値	設定の考え方
一般就労移行者数	3人	令和5年度において福祉施設から一般就労へ移行させる人数（令和元年度実績2人）
就労移行支援を通じた移行数	3人	令和5年度に、就労移行支援を通じて一般就労へ移行させる人数（令和元年度実績2人）
就労継続支援A型を通じた移行数	1人	令和5年度に、就労継続支援A型を通じて一般就労へ移行させる人数（令和元年度実績0人）
就労継続支援B型を通じた移行数	1人	令和5年度に、就労継続支援B型を通じて一般就労へ移行させる人数（令和元年度実績0人）
就労定着支援事業利用者数	3人	令和5年度における一般就労移行者数の7割以上
就労定着支援事業所ごとの就労定着率		令和5年度における就労定着率が8割以上
就労定着率8割以上の事業所割合〔事業所ごとの就労定着率〕		〔令和5年度における就労定着率が8割以上〕の事業所を全体の7割以上とする

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、障がいの種別にかかわらず各種ニーズに対応できる総合的専門的な相談支援体制に取り組むとともに、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成に係る支援の実施、連携強化に取り組むこととしています。

項目	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	令和5年度末までに、基幹相談支援センターを設置（足柄上地区で面的整備）

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

国の指針では、令和5年度末までに、市町村において障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制を構築することとしています。

項目	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	担当職員が積極的に各種研修に参加し、知識・技能の習得に努めるとともに、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を分析し、定期的に事業所への還元を図ることとする。

(7) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置は、国の指針では、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することとされています。

保育所等訪問支援の充実は、国の指針では、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保は、国の指針では、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することとされています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は、国の指針では、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとされています。また、多様化するニーズにきめ細かく対応できるよう、医療的ケア児に関するコーディネーターを確保することが求められています。

項目	目標値	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	平成32年度末までに、児童発達支援センターを設置する数（県西圏域で対応）
保育所等訪問支援	実施	平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築（県西圏域で対応）
児童発達支援事業所の確保	1か所	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保する数（足柄上地区で対応）
放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する数（足柄上地区で対応）
医療的ケア児支援のための協議の場	設置	平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置（足柄上地区で対応）
医療的ケア児に関するコーディネーター	1か所 (1人)	令和5年度末までに、コーディネーターまたはコーディネート機能をもつ支援機関を配置（足柄上地区で対応）

2 障害福祉サービス・相談支援の提供見込み

(1) 訪問系サービス

障がいにより日常生活で支援が必要な人を対象に、ホームヘルパーが訪問し、自宅で、入浴、排泄、食事の介助等を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
250 時間	260 時間	270 時間
11 人	12 人	13 人

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援の5サービスの合計値

【サービス量の確保方策】

訪問系サービスに関しては利用者の増加が予想されることから、サービス利用者への事業所情報の提供に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、障がい者支援施設などの施設で、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
510 日	520 日	530 日
26 人	27 人	28 人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携して、サービス見込み量を確保していきます。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために、理学療法や作業療法などのリハビリテーションや入浴、排せつ、食事等に関する必要な訓練、日常生活に関する相談支援等を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 （機能訓練）	20日	20日	20日
	2人	2人	2人
自立訓練 （生活訓練）	20日	40日	40日
	1人	2人	2人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携して、利用者のニーズを見据えたサービス量を確保していきます。

③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
60日	75日	75日
4人	5人	5人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携して、サービス見込み量を確保していきます。

④ 就労継続支援（A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は雇成型として、利用者と事業者が雇用関係を結び、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。B型は非雇成型として、生産活動やその他の活動の機会を継続的に提供し、就労に必要な支援を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援A型	60日	80日	100日
	3人	4人	5人
就労継続支援B型	800日	820日	860日
	52人	53人	55人

【サービス量の確保方策】

A型については、利用者のニーズを見極めるとともに、近隣の提供事業者の把握に努めます。B型については、近隣の提供事業者と連携して、サービス見込み量を確保します。

⑤ 就労定着支援

一般就労した障がいのある人が、職場に定着できるよう、施設の職員が就職した事業所を訪問することで、障がいのある人や企業を支援します。

【サービス見込み量（月あたり）】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
2人	2人	3人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携して、サービス見込み量を確保していきます。

⑥ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
2人	2人	2人

【サービス量の確保方策】

広域的な枠組みで提供事業者（医療機関）との連携を図り、利用者のニーズを見据えたサービス量を確保していきます。

⑦ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型	50日	50日	50日
	10人	10人	10人
医療型	12日	12日	12日
	2人	2人	2人

【サービス量の確保方策】

サービス利用者のニーズを見極め、近隣の提供事業者の情報を提供するとともに、事業者への働きかけを行い、サービスの迅速かつ円滑な利用の促進に努めます。既存の入所施設での事業実施に加え、通所施設が実施する短期入所への支援を行うなどして、サービス量の確保を図っていきます。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
13人	14人	14人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携するとともに、サービス見込みに対応した支援を図ります。

② 施設入所支援

施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
10人	10人	10人

【サービス量の確保方策】

第6期障がい福祉計画における国の指針にのっとり、令和5年度末までに施設入所者数を令和元年度末時点の1.6%以上削減とすることを目指します。また、近隣の施設との連携を強化し、綿密な入所調整によりサービス見込みに対応した支援を図ります。

③ 自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していたり、精神科病院等に入院していた方等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携して、サービス見込み量を確保していきます。

(4) 相談支援関連

① 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

計画相談支援は、指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービスを利用する方について、心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を聞きながら、利用するサービスの種類や内容等を記載したサービス等利用計画を作成します。

地域移行支援は、障がい者支援施設や精神科病院に入所、入院している障がいのある人が、地域での生活に移行するために、住居の確保、その他地域生活への移行に関する相談等の支援を行います。

地域定着支援は、居宅において単身等で生活する障がいのある人について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などにおいて相談などの支援を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援		18人	18人	20人
地域相談支援	地域移行支援	1人	1人	1人
	地域定着支援	1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

障害者自立支援協議会を中心に、関係機関との連携強化や相談支援の質の向上に向けた取り組みを行います。

3 地域生活支援事業の提供見込み

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

【サービス量の確保方策】

地域住民に向けた講演会や「ちいき・ふくし博」などの催しを足柄上地区1市5町で共同開催するなどして、障がいのある人に対する理解を促進していきます。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

【サービス量の確保方策】

障がい者とその家族、地域住民等（当事者会・家族会等）が地域において自発的に行う活動（社会参加促進、ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

③ 相談支援事業

障がいのある人やその家族の相談に対し、福祉サービスに係る情報の提供、専門のサービス提供機関の紹介、権利擁護のための必要な援助を行います。

【サービス見込み量（年あたり）】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	1箇所	1箇所	1箇所
相談支援機能強化事業	有	有	有
住宅入居等支援事業	有	有	有

【サービス量の確保方策】

障害者相談支援事業は、足柄上地区1市5町が共同委託している事業所で実施します。引き続き、障がい者の多様なニーズに対し柔軟に対応ができるよう、委託事業所、地域の関係機関との連絡・調整などの連携を強化し、適切な支援に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の利用が有用であると認められる知的障がいや精神障がいがある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。

【サービス見込み量（年あたり）】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業利用者数	1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

成年後見制度利用支援事業の周知を図り、サービス見込み量を確保していきます。

また、成年後見制度法人後見支援事業については、「社会貢献型後見人」を含めた法人後見支援事業をできる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

⑤ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

【サービス見込み量（年あたり）】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者利用人数	10人	10人	10人
要約筆記者利用人数	1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

派遣申請があった際には、神奈川聴覚障害者総合福祉協会の支援を受けつつ、町登録の意思疎通支援者への派遣調整を迅速に行うことにより、希望日時に派遣できるよう対応します。

⑥ 日常生活用具給付等事業

在宅の障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活上の便宜を図ります。

【サービス見込み量（年あたり）】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	2件	2件	2件
自立生活支援用具	2件	2件	2件
在宅療養等支援用具	3件	3件	3件
情報・意思疎通支援用具	3件	3件	3件
排せつ管理支援用具	62件	64件	66件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1件	1件	1件

【サービス量の確保方策】

給付品目の充実を図ります。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

【サービス見込み量（年あたり）】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成人数	3人	0人	0人

【サービス量の確保方策】

手話奉仕員養成講座の実施にあたっては、足柄上郡1市5町共同での定期的な開催により、地域に貢献できる手話奉仕員を確保します。

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出の際の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

【サービス見込み量（年あたり）】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
19人	19人	19人
114時間	114時間	114時間

【サービス量の確保方策】

町内外の事業所により、必要サービス量を確保していきます。

⑨ 地域活動支援センター

障がいのある人が通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供等を通じて、社会との交流促進を図ることを目的とし、地域生活を支援します。

【サービス見込み量（年あたり）】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1箇所	1箇所	1箇所
8人	8人	8人

【サービス量の確保方策】

足柄上地区1市5町で「地域支援センターひまわり」に事業を委託する中で、機能強化事業として地域活動支援センターⅠ型で事業を実施します。

(2) 任意事業

① 日中一時支援事業

在宅で介護している家族の就労や一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
19人	19人	19人

【サービス量の確保方策】

町内外の登録事業者との連携などにより、事業を推進します。

② 住宅整備改良助成事業

障がいのある人やその保護者が、住宅をその障がいに適するように改良する場合に、改良工事費の一部を助成します。

【サービス見込み量（年あたり）】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズを見据えたサービス量を確保していきます。

③ 重度障がい者福祉タクシー利用助成事業及び自動車燃料費助成事業

在宅の重度障がい者の積極的な社会参加と生活圏の拡大を図るため、タクシー運賃の一部又は自動車燃料費の一部を助成します。

【サービス見込み量（年あたり）】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
タクシー	85人	88人	90人
自動車	108人	110人	1112人

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズに対応し、必要なサービス量の確保に努めます。

④ 自動車運転免許取得助成事業

障がいのある人に対し、生活活動の範囲拡大と移動の利便性を高め、自立更生を促進することを目的に、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を補助します。

【サービス見込み量（年あたり）】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズに対応し、必要なサービス量の確保に努めます。

4 障がい児通所支援サービスの提供見込み

(1) 障がい児向けサービス

① 児童発達支援

障がいのある未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

医療型児童発達支援は、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理のある支援が必要な児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	20人（240人日）	24人（290人日）	28人（330人日）
医療型児童発達支援	0人（0人日）	0人（0人日）	0人（0人日）

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携し、サービス見込み量を確保します。また、重症心身障がい児に対応した事業所については、確保できるよう努めます。

② 放課後等デイサービス

障がいのある小学生から高校生までもを対象に、授業終了後や学校休校日に、施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
25人	28人	30人
250人日	280人日	300人日

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携し、サービス見込み量を確保します。また、重症心身障がい児に対応した事業所については、別途確保できるよう努めます。

③ 保育所等訪問支援

保育所等に通う障がいのある児童に対して、保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
2人	2人	2人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携し、サービス見込み量を確保します。

④ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児等の重度の障がいのある児童で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

【サービス見込み量（月あたり）】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
0人（0人日）	0人（0人日）	1人（8人日）

【サービス量の確保方策】

圏域でサービスを提供できる事業所がありませんので、地域の自立支援協議会を通じて支援体制の構築、事業所の確保に努めます。

⑤ 障害児相談支援

児童通所支援を利用する時に、指定障害児相談支援事業者が、利用するサービスの種類や内容等を記載した障害児支援利用計画を作成します。

【サービス見込み量（月あたり）】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
5人	5人	5人

【サービス量の確保方策】

計画相談を担う相談員の人数が地域全体で限られているため、やむを得ずセルフプランとなっている方が増加しています。地域全体で課題解決に向けた取り組みをすすめる、利用者のニーズに沿った体制整備に努めます。



計画の推進

1 計画推進の体制

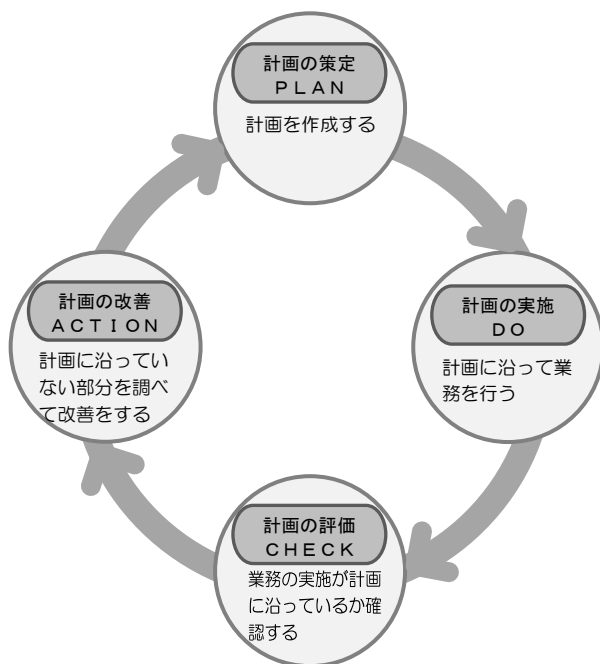
本計画を効果的・効率的に推進していくため、障がいのある人の自立生活に関連の深い分野を中心に全庁的な協力体制を確保しつつ、住民、事業者との連携・協働のもと、サービスの充実に努めます。

また、「地域自立支援協議会」とも連携を図り、町内の障がい福祉に関する課題とニーズの把握や協議を行いながら推進します。

2 計画の進行管理

本計画の進捗状況の把握と評価を行うため、町の上位計画と歩調を合わせつつ、進行管理委員会などにより本計画の着実な推進を図ります。

また、「PDCA サイクル」に基づき、事業の推進と進捗状況の把握を行うとともに、この計画の進行管理の点検及び評価を行うとともに、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら、一層の充実に努めます。



※ PDCAサイクル
 P = PLAN
 (プラン)
 …具体的な施策など

D = DO
 (ドゥ)
 …実行

C = CHECK
 (チェック)
 …点検・評価

A = ACTION
 (アクション)
 …改善